

## 都市計画税の使途内訳

都市計画税は、「都市計画法」に基づいて実施する都市計画事業等の財源として課税する目的税であり、本市では一般会計の歳出において下記のとおり各事業に充当している。

(単位：千円)

	令和3年度 予算額	都市計画税 充当額	事業に対する 充当率
都市計画税（歳入）	497,742		
都市計画事業（歳出）	1,113,938	497,742	44.7%
7款 土木費	959,087	428,550	44.7%
2項 道路橋りょう費	11,322	5,059	44.7%
3目 道路新設改良費	11,322	5,059	44.7%
道路新設改良事業	11,322	5,059	44.7%
4項 都市計画費	947,765	423,491	44.7%
2目 土地区画整理費	60,532	27,048	44.7%
平方第二地区土地区画整理事業補助費	10,820	4,835	44.7%
インター北土地区画整理事業特別会計繰出金	18,257	8,158	44.7%
駅北本郷土地区画整理事業特別会計繰出金	31,455	14,055	44.7%
6目 公共下水道費	887,233	396,443	44.7%
下水道事業会計負担金	887,233	396,443	44.7%
10款 公債費	154,851	69,192	44.7%
1項 公債費	154,851	69,192	44.7%
1目 元金	149,027	66,590	44.7%
市債償還元金	149,027	66,590	44.7%
2目 利子	5,824	2,602	44.7%
市債償還利子	5,824	2,602	44.7%

※都市計画税は、各都市計画事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。  
 ※千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。